

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第2号 令和2年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

専第 2 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,956,307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,036,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年5月1日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>88,614,886</b>	<b>6,343,224</b>	<b>94,958,110</b>
	1 国庫負担金	36,312,435	66,163	36,378,598
	2 国庫補助金	49,993,817	6,277,061	56,270,878
2 繰入金		<b>21,401,406</b>	$\Delta$ <b>160,147</b>	<b>21,241,259</b>
	1 基金繰入金	20,965,502	$\Delta$ 160,147	20,805,355
3 諸収入		<b>72,683,961</b>	<b>772,230</b>	<b>73,456,191</b>
	1 雑収入	5,872,693	772,230	6,644,923
4 県債		<b>60,692,000</b>	<b>1,000</b>	<b>60,693,000</b>
	1 県債	60,692,000	1,000	60,693,000
歳入合計		<b>739,079,733</b>	<b>6,956,307</b>	<b>746,036,040</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		<b>101,820,215</b>	<b>750,212</b>	<b>102,570,427</b>
	1 社会福祉費	56,972,579	697,891	57,670,470
	2 児童福祉費	37,209,646	42,551	37,252,197
	3 生活保護費	4,631,157	9,770	4,640,927
2 衛 生 費		<b>52,504,779</b>	<b>1,375,785</b>	<b>53,880,564</b>
	1 公衆衛生費	37,780,507	1,286,662	39,067,169
	2 医 薬 費	1,189,954	89,123	1,279,077
3 労 働 費		<b>2,412,046</b>	<b>25,123</b>	<b>2,437,169</b>
	1 失業対策費	190,382	25,123	215,505
4 商 工 費		<b>70,596,200</b>	<b>4,805,187</b>	<b>75,401,387</b>
	1 商 業 費	64,881,248	4,805,187	69,686,435
歳 出 合 計		<b>739,079,733</b>	<b>6,956,307</b>	<b>746,036,040</b>

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額				
<p>中小企業対策融資利子助成</p> <p>新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小企業者等が、事業継続等のために新型コロナウイルス感染症対応資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成</p> <table border="1" data-bbox="221 616 863 734"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.90%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	3年以内	年1.90%以内	<p>令和3年度 ～令和5年度</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: right;">2,850,000</p>
	期 間	利子助成率				
	3年以内	年1.90%以内				
	<p>年次別内訳</p>	<p style="text-align: right;">950,000</p> <p style="text-align: right;">950,000</p> <p style="text-align: right;">950,000</p>				
<p>令和3年度</p>	<p style="text-align: right;">950,000</p>					
<p>令和4年度</p>	<p style="text-align: right;">950,000</p>					
<p>令和5年度</p>	<p style="text-align: right;">950,000</p>					

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設 整備事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円			
	50,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。		ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	51,000	(補 正 前 に 同 じ)		